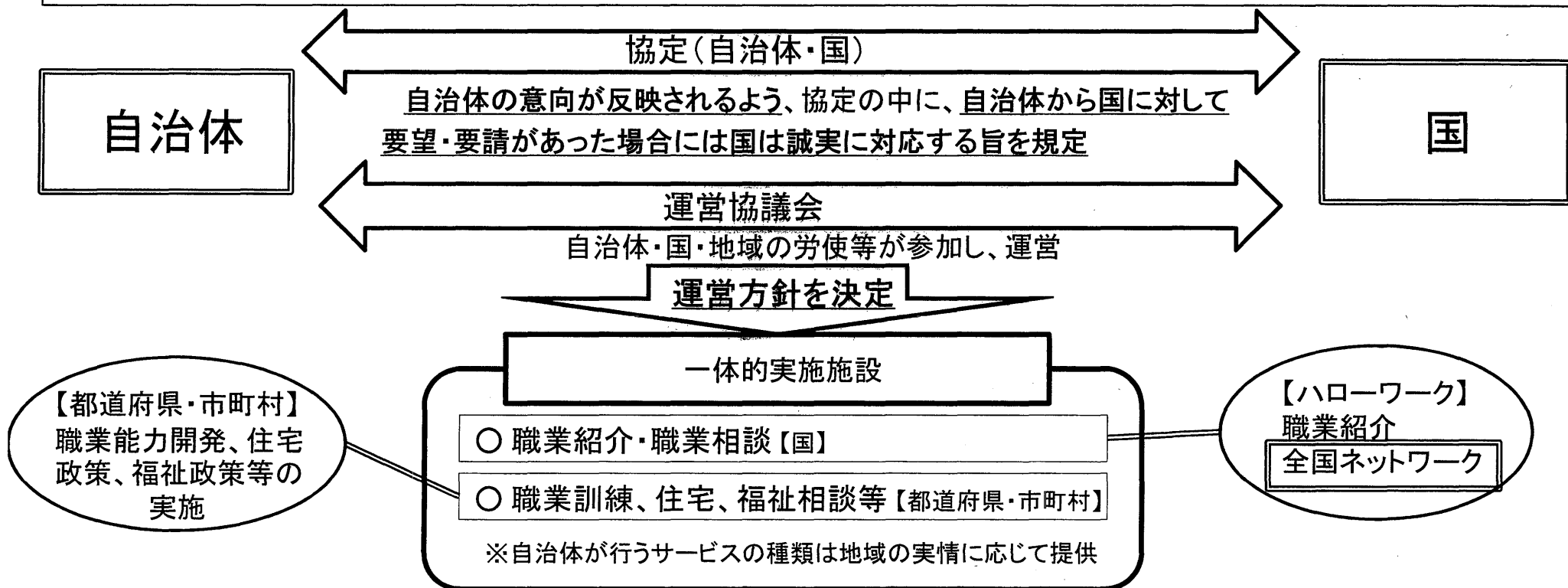


出先機関改革に係るアクション・プラン(ハローワーク)の進捗状況

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

都道府県;43 市区町村;59

(H24.11.1現在)

2. 提案の状況

(1) 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(28道府県42市区町(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。2県16市区と直接協議中。)

都道府県(30道府県)(※提案の一部)

北海道、青森県★、岩手県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県★、石川県、山梨県★、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県★、滋賀県★、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県★、熊本県、大分県、沖縄県

市区町村(58市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市★、仙台市、さいたま市★、川崎市★、川口市★、秩父市★、所沢市★、鴻巣市、志木市★、寄居町★、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、名古屋市★、岡崎市、豊田市、大府市、湖南市★、京都市、大阪市★、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、江津市★、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市、熊本市

※実施済みのうち★の付いている自治体(6県12市町)においては、一体的実施に係る運営協議会に労使が参加または参加予定。

(2) (1) 以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

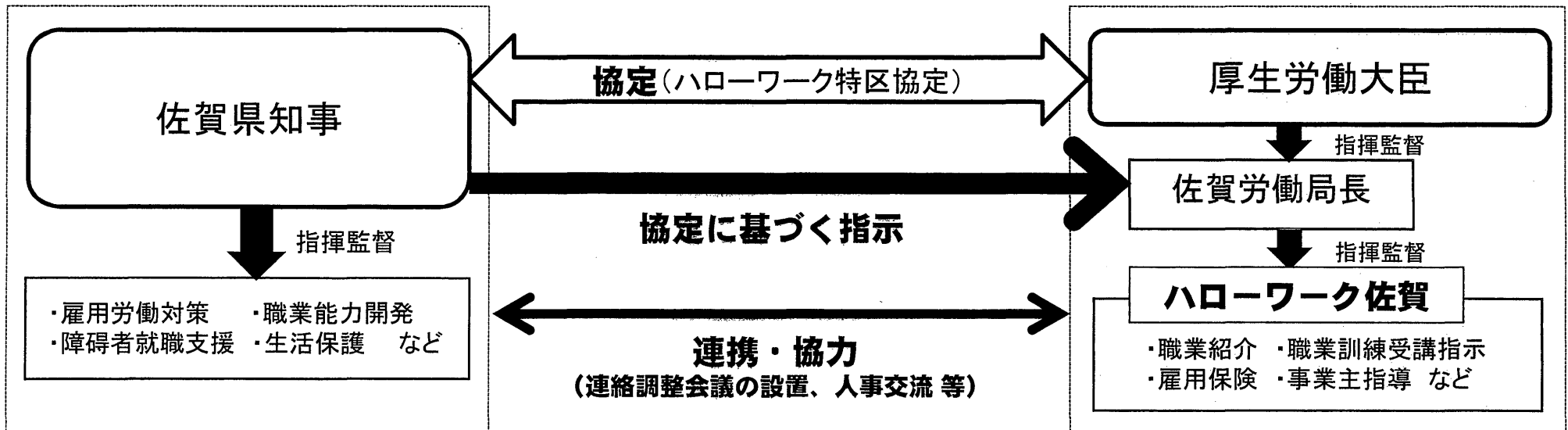
北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(59市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市、仙台市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、名古屋市、岡崎市、豊田市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市、熊本市

ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区

平成24年10月1日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ジョブカフェとヤングハローワークの一体的運営等による若年者就労支援の強化
 - ・障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
 - ・ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労への支援の強化
- 佐賀県知事は、特区における事項に関し、佐賀労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<若年者就労支援>

- ・ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営のための施設整備
- ・開庁日及び開庁時間の統一
(月～土開庁(午前8時半～午後5時))
- ・受付から職業紹介まで切れ目のない支援の実施
- ・就職困難者等のチーム支援の実施
(さが若者サポートステーションも参照)
- ・中学、高校、大学等への支援

<障害者就労支援>

- ・ハローワークと就労移行支援事業所等によるチーム支援に県が参加し、一般就労への移行支援を強化
- ・ハローワークに求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な事業所訪問を実施

<管内の市との連携>

- ・多久市、小城市、神崎市と連携し、生活保護受給者への就労支援を強化
- ・ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の福祉事務所を巡回し、職業相談・職業紹介を実施

平成24年度ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区事業計画

平成24年9月28日

佐賀県（以下「県」という。）と佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区（以下「特区」という。）において平成24年度（平成24年10月1日～平成25年3月31日）に実施する事業について、次のとおり事業計画を定める。

1 事業の概要

県及び労働局は、若年者就労支援、障害者就労支援及び福祉から就労支援の強化を図るため、以下の業務を実施する。

(1) ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の一体的運営等による若年者就労支援の強化（協定書第2条第1項第一号関係）

ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の両施設（以下「施設」という。）の一体的運営や、さが若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）との連携により、若年求職者に対する切れ目のない支援やカウンセリング機能の強化等に努めるとともに、学校に対する支援の充実強化を図る。

<施設利用者への支援>

利用者に対して、よりきめ細やかな支援を行うため、受付から職業紹介までの一連の流れにより、利用者個々の状況に応じた支援（総合受付、カウンセリング、職業適性診断、書類指導（履歴書等）、スキルアップ（面接及び各種セミナー等）、求人検索、職業紹介 等）を行う。

① 支援対象者

45歳未満の就職希望者（新規学卒就職希望者を含む）

② 支援内容

次のア～ウを実施し、強力に就職支援を推進する。

ア 施設の開庁日及び開庁時間の統一

月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）

午前8時半から午後5時まで

イ 受付から職業紹介まで切れ目のない就職支援の実施

i) 受付機能の強化

施設に「総合受付」を設置し、利用者の受付や利用者への利用案内等を行う。

ii) 利用者情報共有化の推進

施設の利用者が記載する利用申込書及び利用票の様式を統一する。また、利用者へのヒアリングの重複を避けるなど、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、本人の同意を得た利用者情報（利用申込書及び利用票その他施設で提供を受けた個人情報、支援記録等）については、施設で情報を共有し、より効果的な就職支援を展開する。

iii) 就職困難者等に対するチーム支援の実施

施設の一体的運営等の強みを活かし、一人でも多くの利用者が就職できるように長期間失業状態にある者、不採用が続く者等に対して、施設及びサポステ等の担当者によるチームを編成してチームによる専門的かつ継続的な支援を行う。

③ 一体的運営等を促進するための施設整備

利用者に対する施設の一体的運営や切れ目のない支援を実現するために、施設のレイアウトについては、次のとおり見直すこととする。

ア 施設のうち、ジョブカフェ SAGA 部分のレイアウト変更に伴う工事等については、平成24年度末までに完了させる。なお、当該費用は県が負担する。

イ 施設のうち、ヤングハローワーク SAGA 部分に設置しているパーティションの撤去を速やかに行うほか、その他のヤングハローワーク SAGA 施設の整備に係る工事等については、平成24年度末までに完了させる。なお、当該費用については、労働局が負担する。

ウ 施設のうち、ジョブカフェ SAGA 及びヤングハローワーク SAGA の共有スペースにおいて、整備のための工事等を要する場合や、上記ア、イに掲げる工事内容を踏まえて平成25年度に工事等を要する場合については、平成24年度において検討を行う。

<学校に対する支援>

中学、高校、大学等（以下、「学校等」という。）への支援をジョブカフェ SAGA 及びヤングハローワーク SAGA が連携して実施することにより、就職を希望する生徒・学生の新規学卒時の就職を促進する。

① 支援対象者
在学中の就職希望者

② 支援内容

- ア 施設と学校等の就職担当者と緊密に連携するための担当者会議の開催
- イ 学校等と連携した求人開拓の実施
- ウ 学校等に対する巡回相談の実施
- エ 学校等における各種セミナーの開催

(2) 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化
(協定書第2条第1項第二号関係)

就労移行支援事業所利用者の就職に向けたチーム支援に県が参加することにより、支援体制を強化するとともに、ハローワーク佐賀と県が保有する求職者情報や事業所訪問記録などの情報の共有化により、事業所訪問等を一体的・効率的に行う体制を整備する。

<県の参加と情報一元化によるチーム支援体制の強化>

① 支援対象者

就労移行支援事業所利用者のうち、基礎訓練を終了し、当該事業所から就職に向けたチーム支援の依頼があった者

② 支援内容

- i) ハローワークを中心に関係機関と連携して行っている就労移行支援事業所利用者の就職に向けたチーム支援に県が参加し、一般就労への移行を促進する。
- ii) 支援対象者の情報については、県で一元管理し、その進捗管理を行う。

③ 情報の共有

就労移行支援事業所利用者のデータについては、県で収集・管理し、ハローワーク佐賀をはじめ各就労支援機関と情報共有する。

<情報の共有化などによる一体的な事業所訪問等>

① 支援対象者

ハローワーク佐賀に求職登録している障害者

② 支援内容

- i) ハローワーク佐賀が作成する求職者情報、事業所訪問記録などと県が作成する事業所訪問記録などの情報を共有する。

- ii) ハローワーク佐賀と県は、事業所訪問を一体的・効率的に行う。
- iii) ハローワーク佐賀と県は、相互に提供を受けた情報について、個人情報保護に十分留意して取り扱う。

③ 情報の共有

(事業所訪問記録等の情報共有)

ハローワーク佐賀は、法定雇用率未達成事業所を訪問する際に作成する訪問計画や求人開拓のため訪問した際に作成する訪問実績などを、情報保護に留意しつつ、県に情報提供する。

県は、障害者雇用の開拓のため、事業所を訪問した際は、ハローワークが作成する訪問記録に準じたものを作成し、情報保護に留意しつつ、ハローワーク佐賀に提供する。

(求職者情報の共有)

ハローワーク佐賀は、利用者の同意を得て、情報保護に留意しつつ、現に求職活動を行っている登録障害者情報を県に情報提供する。

(3) ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労支援への強化（協定書第2条第1項第三号関係）

ハローワーク佐賀管内の市のうち、多久市、小城市、神崎市（以下「関係市」という。）において、ハローワーク佐賀との連携により、生活保護受給者に対する就労支援を強化する。

① 支援対象者

関係市の生活保護受給者のうち、年齢や稼働能力等を考慮のうえ、関係市とハローワーク佐賀が協議して支援対象とすることを決定した者

② 支援内容

県と労働局、ハローワーク佐賀が連絡調整を行う中で、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターが、関係市の福祉事務所を定期的に巡回し、支援対象者に対する相談支援、職業紹介を実施する。

③ 連絡調整

関係市、県、ハローワーク佐賀は、巡回訪問の実施状況等について、必要に応じ、情報交換、連絡調整を行うこととする。

2 事業目標

平成24年度の事業目標は、次のとおりとする。

(1) ジョブカフェ SAGA とヤングハローワーク SAGA の一体的運営等による若年者就労支援の強化

- ① 利用者数：6,700人（前年度下半期実績 6,265人）
- ② ①のうち正社員就職者数：500人（前年度下半期実績 473人）
- ③ チーム支援の実施人数60人、うち就職した者の数：12人
- ④ 利用者アンケートによる施設利用満足度：70%（前年度下半期実績 61%）

(2) 障害者に対するチーム支援や一体的な事業所訪問等による障害者就労支援の強化

- ① 就労移行支援事業所利用者の一般就労への移行 8人
（前年度下半期一般就労への移行 4人）

(3) ハローワーク佐賀管内の市と連携した福祉から就労支援への強化

- ① 生活保護受給者の就労者数 多久市3人、小城市3人、神崎市2人
（前年度下半期実績 多久市3人、小城市0人、神崎市1人）

3 その他

(1) 事業計画の公表及び変更等

事業計画については、公表する。変更後の事業計画についても同様とする。年度の途中において事業計画を変更する場合は、協定書第5条第1項に基づく連絡調整会議において協議を行う。

(2) その他

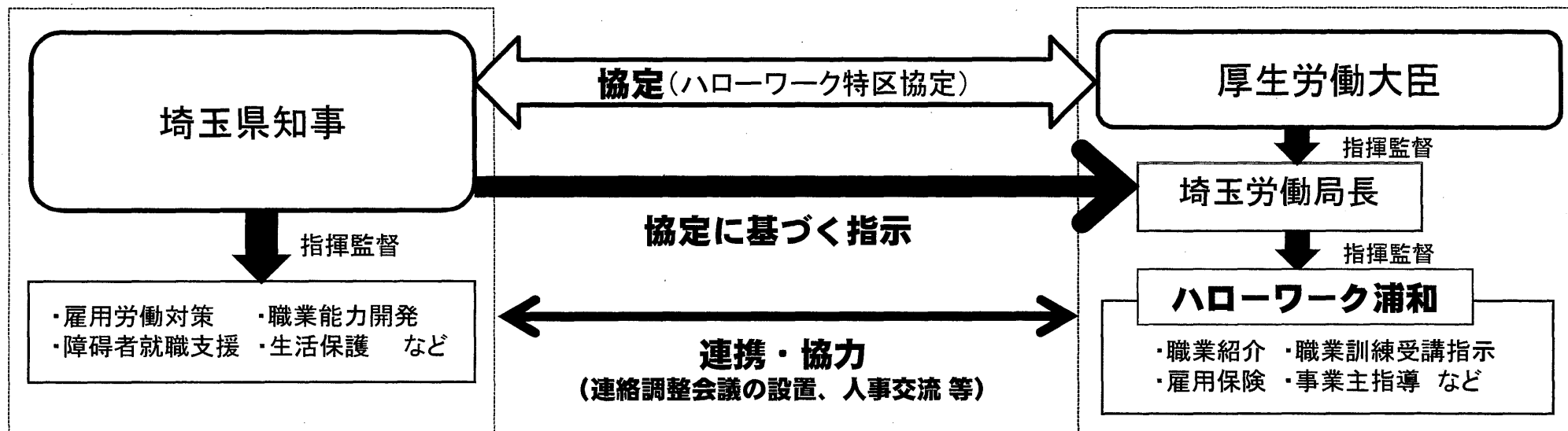
ハローワーク佐賀の開庁時間については、職員体制や利用者数の動向を踏まえつつ、日曜祝日以外の利用者サービスが低下することがないような方法が可能かどうか、引き続き協議することとする。

また、職業訓練に関する情報提供の充実や、企業向け情報提供の充実についても引き続き検討する。

さらに、現場の業務に関する上で必要な事項については、県及び労働局が別途協議して定める。

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区

平成24年10月29日事業開始



協定の主な内容

(平成24年8月30日締結)

- 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
 - ・ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
 - ・生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化
- 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉労働局長に対して必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

<ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設>

・武蔵浦和駅前の県有施設(ラムザタワー)に、相談から職業紹介までワンストップで支援する施設を新設し、以下のコーナーを設置。

①ハローワークコーナー
: 求職者に対する職業相談・職業紹介を実施

②マザーズコーナー
: 子育て中の方向けの職業相談・紹介

③中高年コーナー
: 40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介

④生活・住宅総合相談コーナー
: 職と住まいを失った方などが対象

⑤福祉人材就職コーナー
: 介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介

- ・④のコーナーにおいて、さいたま市との連携の下、生活・住宅総合相談を実施。
- ・本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。

※①と③～⑤は相互に連携

平成24年度ハローワーク浦和におけるハローワーク特区事業計画

平成24年10月26日

埼玉県（以下「県」という。）と埼玉労働局（以下「労働局」という。）は、ハローワーク浦和におけるハローワーク特区に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、平成24年度に実施する事業について、次のとおり事業計画を定める。

1 平成24年度の運営方針

ハローワーク浦和の事業の円滑かつ効果的、効率的な実施とともに、利用者の目線から様々なニーズへのきめ細かい対応とサービス向上を目指す。

当面は、ハローワーク浦和・就業支援サテライトの早期開設と利用者の拡大に重点的に取り組む。

2 事業の概要

(1) ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化

ア ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設

利用者である地域住民の利便性を向上させるため、アクセスの良い駅前の県有施設に、相談から職業紹介までワンストップで支援する就業支援サテライトを新設する。

所在地：さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワービル3階

開設日：平成24年10月27日（事業開始は10月29日）

サービス内容：24年度は早期開設を優先し、直ちに実施可能な下記サービスから着手することとし、今後提供するサービスの拡充を図る。

サービス内容

①ハローワークコーナー

中高年コーナー、生活・住宅総合相談コーナー及び福祉人材就職コーナーと連携し、求職者に対する職業相談及び職業紹介を行う。職業相談に当たっては、求職者の状況に応じて担当者制による個別継続的な支援を行う。

②マザーズコーナー

求職者の中でも特に子育てをしながら求職活動を行う者等に対して、その状況にも配慮しつつ職業相談及び職業紹介を行うためにハローワークのマザーズコーナーを設置する。

実施に当たっては、同コーナー内にキッズスペースや授乳室を設置し、子育て中の者が利用しやすい環境を整備するほか、身近な託児サービス、保育施設

等の関連情報の提供も併せて行う。また、求職者の状況に応じて、就職支援計画の策定や予約担当者制による個別継続的な支援等を実施する。

③中高年コーナー

40歳以上の中高年の求職者の就職活動を支援するため、民間事業者の有する豊富なノウハウ等を活用し、キャリアカウンセリング、就職支援セミナー、職業紹介等のサービスを実施する。

④生活・住宅総合相談コーナー

職と住まいをともに失った求職者等の求職中の生活を維持するための様々な相談に対応するため、さいたま市との連携の下に総合相談サービスを実施する。

⑤福祉人材就職コーナー

介護など福祉に関する仕事を希望する求職者に対し、福祉施設等の求人の紹介、あっせん、職業相談等を実施するための福祉人材就職コーナーを設置する。

イ 各コーナー等の一体的運営

相談から職業紹介まで切れ目ない一体的な支援を行うため、それぞれの相談窓口間の連携を密にするとともに、本人の同意を得た利用者情報については各相談窓口で情報を共有し、より効果的な支援を実施する。

(2) 生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化

(1) ア④に掲げる生活・住宅総合相談の実施により、求職者の様々なニーズに対する支援を強化する。

(3) その他

ハローワーク浦和における就業支援の強化

ハローワーク浦和に対する知事の指示や人事交流を通じて、現在県と労働局がそれぞれ実施している若者、女性、中高年、障害者の就職支援や事業者の人材確保支援などの施策の効果的連携などにより就業支援の取組を強化する。

3 事業目標

平成24年度(平成24年10月29日～平成25年3月31日)の事業目標は、次のとおりとする。

ハローワーク浦和・就業支援サテライトの目標

利用者数	8,000人
新規登録者数	1,700人
就職者数	400人
就職率	23%
利用者アンケートにおける満足度	85%以上

(参考)

ハローワーク浦和の地方計画策定項目に係る目標

・就職件数

平成 24 年度 4,954 件 (埼玉労働局全体 68,311 件)

平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月 2,096 件 (埼玉労働局全体 27,236 件)

4 その他

この事業計画を変更する場合は、協定書第 4 条第 1 項に基づく連絡調整会議において協議を行う。また、現場の業務に関し必要な事項については、県及び労働局が別途協議して定める。